

(案)

令和6年度認可外の居宅訪問型保育研修事業委託業務契約書

沖縄県知事 玉城 康裕 (以下「甲」という。) と〇〇〇〇 (以下「乙」という。) との間において、次のとおり契約を締結する。

(委託業務)

第1条 甲は、令和6年度認可外の居宅訪問型保育研修事業に関する業務 (以下「委託業務」という。) を乙に委託し、乙はこれを受託する。

(注意義務)

第2条 乙は、各実施要綱に基づき、委託の本旨に従い善良なる管理者の注意をもって委託業務を遂行しなければならない。

(委託期間)

第3条 契約締結日から令和7年3月31日までとする。

(委託料)

第4条 甲は、第1条の規定に基づき乙に対して、金〇,〇〇〇,〇〇〇円 (消費税及び地方消費税を含む。) を乙に支払うものとする。

うち取引に係る消費税額及び地方消費税額は、〇〇〇,〇〇〇円とする。

(注) 「取引に係る消費税額及び地方消費税額」は、消費税法第28条第1項及び第29条の規定並びに地方税法第72条の82及び第72条の83の規定に基づき算出したもので、契約金額に110分の10を乗じて得た額である。

2 委託料の対象経費は別紙1のとおりとする。

3 乙は、甲から付託された委託料を委託業務以外の目的に使用してはならない。

4 甲は、第1項の適法な請求があったときは、請求を受けたときから30日以内に業務委託料を支払わなければならない。

5 甲は、自己の責めに帰すべき事由により業務委託料の支払いを遅延した場合は、前項の期間満了日の翌日から支払いの日までの日数に応じ、政府契約の支払遅延防止等に関する法律 (昭和24年法律第256号) 第8条第1項に基づき定められた率により計算した遅延利息を乙に支払うものとする。

6 契約保証金 金〇〇〇,〇〇〇円

(委託料の変更)

第5条 契約締結後において、天災事変その他予測しがたい状況の変化により委託業務が履行できなくなったときは、その事情に応じ甲乙協議して委託料の額を変更する。

(再委託の制限)

第6条 乙は、契約の全部の履行を一括又は分割して第三者に委任し、又は請負わせてはならない。

2 乙は、甲が委託仕様書で指定した契約の主たる部分の履行を第三者に委任し、又は請負わせてはな

(案)

らない。

- 3 乙は、本契約の競争入札参加者であった者、指名停止措置を受けている者、暴力団員又は暴力団と密接な関係を有する者に契約の履行を委任し、又は請負わせてはならない。
- 4 乙は、契約の一部を委任し、又は請負わせようとするときは、30日前までに再委託承認申請書を甲に提出するとともに、事前に書面による県の承認を受けなければならない。ただし、甲が仕様書で示した「うち、その他、簡易な業務」を第三者に委任し、又は請負わせるときはこの限りではない。
- 5 乙は、前項により第三者に委任し、又は請負寄せた業務の履行及び当該第三者の行為について全責任を負うものとし、当該第三者が甲に損害を与えた場合、乙はその損害を賠償しなければならない。
- 6 乙が第1項から第4項に違反したときは、甲は本契約を解除することができる。これにより乙又は乙が業務の一部を委任し、又は請負寄せた第三者に発生した損害について、甲は賠償責任を負わないものとする。

(実績報告)

第7条 乙は当該事業終了後30日以内または令和7年3月31日のいずれか早い日までに事業実績報告書及び収支決算書を甲に提出しなければならない。

(帳簿等)

- 第8条 乙は、事業に係る経費について、別に帳簿を備え、収入及び支出についてその内容を証する証拠書類を添え、その出納を明らかにしておかなければならない。
- 2 乙は、前項の帳簿等を委託期間終了後5年間保管しなければならない。

(委託料の額の確定)

第9条 甲は、第7条の事業実績報告書を受領した時は、当該事業実績報告書を審査し、適正と認めるときは委託料の額を確定し乙に通知する。

(契約の解除及び違約金)

- 第10条 甲は、乙の事業実施が次の各号のいずれかに該当するときは、この契約を解除することができる。
- (1) 乙が自己の責めに帰すべき事由により、この契約に違反したとき。
 - (2) 乙が委託期間内に委託事業を実施できる見込みがないと明らかに認められるとき。
 - (3) 乙が委託事業以外の経費に委託料を使用したとき。
- 2 甲は、前項の定めにより契約を解除した場合、すでに支払った委託料の全部又は一部の返還を乙に請求することができる。
 - 3 乙は、第1項の定めによる契約の解除により損害を受けた場合においても、甲に対してその補償を請求することはできない。
 - 4 甲は、乙の責により、委託事業期間内に業務が完了しない場合は、延滞日数に応じ、未済部分の契約代金の額に対し年2.5パーセントの割合の違約金を徴することができるものとする。

(案)

(暴力団等の排除)

第11条 甲は、次項第1号の意見を聞いた結果、乙が次の各号のいずれかに該当する者（以下「暴力団等」という。）であると判明したときは、特別の事情がある場合を除き、契約を解除するものとする。

- (1) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条第1号に規定する暴力団
- (2) 沖縄県暴力団排除条例（平成23年条例第35号）第2条第2号に規定する暴力団員

2 甲は、必要に応じ、次の各号に掲げる措置を講じることができるものとする。

- (1) 乙が暴力団等であるか否かについて沖縄県警察本部長に意見を聞くこと。
- (2) 前号の意見の聴取により得た情報を、他の契約において暴力団等を排除するための措置を講ずるために利用すること。

3 乙は、この契約の履行にあたり、暴力団等から業務の妨害その他不当な要求を受けたときは、甲にその旨を報告するとともに、警察に届け出て、その捜査等に協力しなければならない。

(秘密の厳守)

第12条 乙は、委託事業の実施にあたり知り得た秘密を他に漏らしてはならない。

2 乙は、本契約終了後においても前項の責任を負う。

3 乙は、個人情報の取り扱いについて、別紙2「個人情報取扱特記事項」に従うものとする。

(協議)

第13条 この契約に関し疑義が生じたとき又は、この契約に定めのない事項については、甲乙協議のうえ定めるものとする。

この契約の締結を証するために契約書を2通作成し、甲・乙両者記名押印のうえ、各自1通を保有するものとする。

令和6年 月 日

甲 那覇市泉崎1-2-2

沖縄県知事 玉城 康裕

乙 ○○○○

○○○○○

○○○○ ○○○○

委託料内訳

	経費区分	金額 (円)
1	直接人件費	
2	直接経費	
3	一般管理費 ((1+2) × 10%以内)	
4	小計 (1+2+3)	
5	消費税 (4 × 10%)	
合 計		

別紙2

個人情報取扱特記事項

(基本的事項)

第1 乙は、個人情報（個人情報の保護に関する法律（平成15年法律第57号。以下「法」という。）第2条第1項に規定する個人情報をいう。以下同じ。）の保護の重要性を認識し、この契約による事務を行うに当たっては、個人の権利利益を侵害することのないよう、個人情報の取扱いを適正に行わなければならない。

(秘密の保持)

第2 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報を他に漏らしてはならない。この契約が終了し、又は解除された後においても同様とする。

(適正管理)

第3 乙は、この契約による事務に関して知り得た個人情報について、漏えい、滅失及びき損の防止その他の個人情報の適正な管理のために必要な措置を講じなければならない。

(管理及び実施体制)

第4 乙は、個人情報取扱責任者（この契約による事務に係る個人情報の適正な管理について責任を有する者をいう。以下同じ。）を明確にし、安全管理上の問題への対応や監督、点検等の個人情報の適正な管理のために必要な措置が常時講じられる体制を敷かなければならない。

2 乙は、事務従事者（この契約により個人情報を取り扱う事務に従事する者をいう。以下同じ。）を必要最小限の範囲で特定し、特定された事務従事者以外の者が当該個人情報を取り扱うことがないようにしなければならない。

3 乙は、契約締結後速やかに、個人情報取扱責任者及び事務従事者等の管理体制及び実施体制並びに個人情報の管理状況等について、書面により甲に報告しなければならない。また、当該事項に変更があった場合も同様とする。

(作業場所の特定・持ち出しの制限)

第5 乙は、この契約により個人情報を取り扱うときは、その作業を行う場所及び当該個人情報を保管する場所を特定し、あらかじめ、書面により甲に報告しなければならない。また、特定した場所を変更しようとするときも同様とする。

2 乙は、甲の指示又は承諾があった場合を除き、特定した場所から当該個人情報を持ち出してはならない。

(収集の制限)

第6 乙は、この契約による事務を行うために個人情報を収集するときは、その事務の目的を達成するために必要な範囲内で、適法かつ公正な手段により行わなければならない。

(目的外利用・提供の禁止)

第7 乙は、甲の指示がある場合を除き、この契約による事務に関して知り得た個人情報を

契約の目的以外の目的に利用し、又は第三者に提供してはならない。

(複写又は複製の禁止)

第8 乙は、この契約による事務を行うために甲から提供された個人情報記録された資料等を複写し、又は複製してはならない。ただし、甲の承諾があるときはこの限りでない。

(事務従事者への周知等)

第9 乙は、この契約による事務に従事している者に対し、在職中及び退職後においても当該事務に関して知り得た個人情報をみだりに他人に知らせ、又は当該事務の目的以外の目的に使用してはならないこと、法により罰則が適用される場合があることなど、個人情報の保護に必要な事項を周知するとともに、個人情報の取扱いについて必要かつ適切な監督及び教育をしなければならない。

(派遣労働者)

第10 乙は、この契約による事務を派遣労働者によって行わせる場合、労働者派遣契約書に、秘密保持義務等個人情報の取扱いに関する事項を明記しなければならない。この場合において、秘密の保持に係る事項は、第2に準ずるものとする。

2 乙は、派遣労働者にこの契約に基づく一切の義務を遵守させるとともに、乙と派遣元との契約内容にかかわらず、甲に対して派遣労働者による個人情報の処理に関する責任を負うものとする。

(再委託の禁止)

第11 乙は、甲の書面による承諾があるときを除き、この契約による個人情報を取り扱う事務(以下「個人情報取扱事務」という。)については自ら行うものとし、第三者(乙の子会社(会社法(平成17年法律第86号)第2条第3号に規定する子会社をいう。)である場合も含む。以下同じ。)に委託(以下「再委託」という。)してはならない。

2 乙は、個人情報取扱事務を再委託しようとする場合又は再委託の内容を変更しようとする場合には、あらかじめ次の各号に掲げる事項を記載した書面を甲に提出して甲の承諾を得なければならない。

- (1) 再委託を行う業務の内容
- (2) 再委託で取り扱う個人情報
- (3) 再委託の期間
- (4) 再委託が必要な理由
- (5) 再委託の相手方(名称、代表者、所在地、連絡先)
- (6) 再委託の相手方における責任体制並びに責任者及び従事者
- (7) 再委託の相手方に求める個人情報保護措置の内容(契約書等に規定されたものの写し)
- (8) 再委託の相手方の監督方法(監督責任者の氏名を含む。)

3 乙は、甲の書面による承諾により、再委託する場合は、甲が乙に求める個人情報の保護に関する必要な安全管理措置と同様の措置を再委託の相手方に講じさせなければならない

い。

4 乙は、再委託先の当該再委託に係る事務に関する行為及びその結果について、乙と再委託先との契約の内容にかかわらず、甲に対して責任を負うものとする。

5 乙は、個人情報取扱事務を再委託した場合には、その履行を管理監督するとともに、甲の求めに応じて、その状況等を甲に報告しなければならない。

(資料等の返還等)

第 12 乙は、この契約による事務を行うために、甲から提供を受け、又は乙自らが収集し、若しくは作成した個人情報が記録された資料等は、委託事務完了時に、甲の指示に基づいて、返還、廃棄又は消去しなければならない。

2 甲の承諾を得て再委託をした場合には、乙は甲の指示により、この契約の終了後直ちに当該再委託先から個人情報が記録された資料等を回収するものとする。この場合において、回収した資料等の取扱いは前項に準ずるものとする。

3 乙は、前2項の規定により個人情報を廃棄する場合には、記録媒体を物理的に破壊する等当該個人情報が判読、復元できないように確実な方法で廃棄しなければならない。

4 乙は、パソコン等に記録された個人情報を第1項及び第2項の規定により消去する場合には、データ消去用ソフトウェア等を使用し、当該個人情報が判読、復元できないように確実に消去しなければならない。

5 乙は、第1項及び第2項の規定により個人情報を廃棄又は消去したときは、完全に廃棄又は消去した旨の証明書(情報項目、媒体名、数量、廃棄又は消去の方法、責任者及び廃棄又は消去の年月日が記載された書面)を甲に提出しなければならない。

6 乙は、廃棄又は消去に際し、甲から立会いを求められたときはこれに応じなければならない。

(検査及び報告)

第 13 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、随時実地に検査することができる。

2 甲は、乙がこの契約による事務を処理するに当たり、取り扱っている個人情報の管理状況及び委託業務の履行状況について、報告を求めることができる。

(事故報告)

第 14 乙は、保有個人情報の漏えい等安全管理上の問題となる事案が発生し、又は発生するおそれがあることを認識したときは、直ちに被害の発生又は拡大防止に必要な措置を講ずるとともに、甲に報告し、甲の指示に従い、その他の必要な措置を講ずるものとする。

2 乙は、前項の事案が発生した場合(おそれがあるものを含む。次項において同じ。)、その経緯、被害状況等を調査し、甲に書面で報告するものとする。

(指示及び報告)

第 15 甲は、必要に応じ、乙に対し、保有個人情報等の安全管理措置に関する指示を行い、又は報告若しくは資料の提出を求めることができるものとする。

(契約解除)

第 16 甲は、乙がこの特記事項に定める義務を果たさない場合は、この契約による事務の全部又は一部を解除することができるものとする。

2 乙は、前項の規定に基づく契約の解除により損害を被った場合においても、甲にその損害の賠償を求めることはできない。

(損害賠償)

第 17 乙は、この特記事項に定める義務に違反し、又は怠ったことにより甲が損害を被った場合には、甲にその損害を賠償しなければならない。